

新潟市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第27号

新潟市財務規則の一部を改正する規則

新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「，新潟県知事に報告し，かつ」を削る。

第27条第2項第4号中「及び保険料」を「，保険料並びに市債の発行及び償還に係る手数料」に改める。

第136条中第7号を削り，第8号を第7号とし，第9号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第138条中「及び第7号」を削る。

第140条第2項中「第9号」を「第8号」に，「第12号」を「第11号」に，「第14号」を「第13号」に改める。

別表第1中

「

歴史文化課	課長	歴史文化課の職員（ 収納事務に従事しない者を除く。）	1 所管事務に係る収入金を収納すること。 2 博物館使用料の観覧券販売に係る手数料を繰替払の方法により支払いすること。
-------	----	-------------------------------	--

」

を

「

文化創造推進課	課長	文化創造推進課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	所管事務に係る収入金を収納すること。
歴史文化課	課長	歴史文化課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	1 所管事務に係る収入金を収納すること。 2 博物館使用料の観覧券販売に係る手数料を繰替払の方法により支払いすること。

に、

「

観光・国際交流部	水と土の文化推進課		水と土の文化推進課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
環境部	環境対策課	課長	環境対策課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）

を

「

環境部	環境対策課	課長	環境対策課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
-----	-------	----	---------------------------

廃棄物政策課	課長	廃棄物政策課の職員 (収納事務に従事しない者を除く。)
--------	----	--------------------------------

に、

「

福祉部	福祉総務課	課長	福祉総務課の職員 (収納事務に従事しない者を除く。)
	福祉監査課	課長	福祉監査課の職員 (収納事務に従事しない者を除く。)

を

「

福祉部	福祉監査課	課長	福祉監査課の職員 (収納事務に従事しない者を除く。)
-----	-------	----	-------------------------------

に、

「

保健衛生部	保健衛生総務課	課長	保健衛生総務課の職員 (収納事務に従事しない者を除く。)	所管事務に係る収入金を 収納すること。
-------	---------	----	---------------------------------	------------------------

を

「

保健衛生部	保健衛生総務課	課長	保健衛生総務課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	所管事務に係る収入金を収納すること。
	地域医療推進課	課長	地域医療推進課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	

」

に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。